

## 高松市地球温暖化対策実行計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項の規定に基づく高松市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）の策定及びその実施の推進を図るため、同法第22条に規定する地方公共団体実行計画協議会として、高松市地球温暖化対策実行計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 環境省中国四国地方環境事務所職員
- (2) 香川県職員
- (3) 香川県地球温暖化防止活動推進員
- (4) 香川県地球温暖化防止活動推進センター職員
- (5) 地域脱炭素促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者
- (6) 市民団体の代表者
- (7) 学識経験者
- (8) 高松市職員
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境局ゼロカーボンシティ推進課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年10月13日から施行する。

2 この要綱による最初の協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。